

## 千葉県食品製造健康保険組合が保有する個人情報の 利用目的の公表について

千葉県食品製造健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

### 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- 「被保険者資格喪失届」提出の際に、各証（資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証等）を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。

- 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
  - 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
  - 「マスター」作成及び入力処理の一部を健康保険業務システム業者「公益財団法人 日本生産性本部」に委託しています。
  - 健診受診申し込み者について、「申込書」に記載された被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、本家区分、年齢、性別、住所データを利用する契約健診機関に「受理通知書」として渡し、利用に関する確認と健診結果の送付に利用します。
  - 契約保養所利用者について、「保養所利用申込書」に記載された加入者の被保険者等記号・番号、氏名、年齢、種別、性別、続柄、住所データを「保養所利用補助金交付申請書」に記載して、利用者が利用する保養所に渡し、施設利用証明の取得に利用します。
  - 契約保養施設「東京ディズニーリゾート」、「蓮沼ウォーターガーデン」の利用者について、「利用申込書」に記載された加入者の被保険者等記号・番号、氏名、種別、利用者区分（一部施設は年齢）を各施設の利用券に記載して、利用者が契約施設に提出し、利用者確認に利用します。
  - 常備薬の斡旋について、「申込書」に記載された被保険者等記号・番号、事業所名、被保険者氏名、住所データを家庭用常備薬斡旋業者「株式会社 あまの創健」に渡し、常備薬配布に利用します。
- 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
- 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
  - 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
  - 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の被保険者等記号・番号、氏名、生年月日などを照会または番号法に基づく情報連携を実施し、給付決定します。
  - 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
  - 出産育児一時金の請求者に育児参考資料「月刊 赤ちゃんと！増刊 お誕生号」と「お医者さんにかかるまでに」を送付します。被保険者等記号・番号、氏名、住所データを委託業者「赤ちゃんとママ社」へ渡し、委託業者から直接送付します。
  - 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。また、重複支払い防止のため番号法に基づく情報連携を実施します。
- 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

- レセプトデータをチェックし、また、レセプト点検委託業者に提供し、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号・番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「公益財団法人 日本生産性本部」に医療費通知の作成を委託し、事業所を通じて加入者に通知します。
- 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- レセプトデータの有無を基に、被保険者の無受診者を抽出し、健康者表彰を行います。賞品等は、事業主に該当者の情報提供を行った上で事業所を通じて該当者に渡します。
- 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
- 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。
- レセプトデータで、請求先の保険者等が誤っていた場合には、審査支払機関において職権により正しい保険者へ振替をするため、審査支払機関へ加入者の資格情報の提供を行います。
- レセプトデータで、資格喪失者等のレセプトが誤って届いた場合に、審査支払機関に正しい保険者へ補正するよう再審査請求を行うため、審査支払機関における補正のために保険者等が提供した加入者の資格情報を照会します。

- 4 健康診断については、健診機関と利用契約を締結し業務委託して実施します。
  - ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診機関から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
  - ・ 健診結果は健診機関から受け取る他、事業所の定期健康診断（安全衛生法に基づく健診）の提供を受け、健康管理事業に利用いたします。
  - ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- 5 その他保健事業の実施について
  - ・ 健診結果データから糖尿病性腎症等重症化予防事業の対象者を抽出し、事業主に該当者を情報提供した上で、事業所を通じて保健指導案内を渡します。
  - ・ 「マスター」から 61～73 歳の被扶養者を抽出し、「マスター」の氏名、記号・番号、住所データを用いてアンケートによる文書生活指導の案内を送付します。
  - ・ ウォーキングキャンペーンの参加者については、参加申込書に記載された被保険者等記号・番号、氏名、住所データを用いて記録表を送付します。  
また、賞品は事業所に該当者を情報提供し、事業所を通じてお渡しします。
- 6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について
  - ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
  - ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
  - ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
  - ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
  - ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。
- 7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記 1、2 における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。
- 8 オンライン資格確認等システムの利用について
  - ・ 千葉県食品製造健康保険組合は、オンライン資格確認等システムを導入しています。  
オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているもので、加入者の手続きにより、医療機関等においてマイナンバー

一カードを健康保険証として利用することが可能であり、そのため当組合は加入者の資格関連情報を提供します。

- 適切で迅速な検査、診断、治療の実施を可能とするため、オンライン資格確認等システムを利用し、加入者の同意に基づき特定健診データを医療機関等で閲覧可能とするため、また、当組合を資格喪失後に資格取得した新保険者において、経年の特定健診結果に基づいた的確な保健指導の提供に資するため、オンライン資格確認等システムを利用した特定健診データの速やかな引き継ぎのため、オンライン資格確認等システムに特定健診データを登録します。

※ 新保険者（異動先保険者）に、特定健診データの提供に関する不同意申請を行った場合、新保険者は当組合に対し特定健診情報の提供を依頼しません。

- 経年の特定健診結果に基づいた的確な保健指導の提供、また、過去の健診結果を活用し特定健診・保健指導以外の保健事業推進のため、当組合で新規に資格取得をした被保険者等が、過去に在籍した旧保険者にオンライン資格確認等システムを利用して特定健診データの提供を依頼します。

※ 当組合に特定健診データの提供に関する不同意申請を行った場合、旧保険者から当組合に対し特定健診情報が提供されることはありません。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
- (2)紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- (3)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量の個人データを含む文書の廃棄については、委託業者「株式会社 千葉測器」に委託し、破砕及び溶解処理を行います。
- (4)電子媒体による届出及び健診の結果報告等によって使用された、CD・DVD等の記録媒体は委託業者「日本貿易印刷株式会社」に委託し、破砕及び溶解処理を行います。
- (5)パソコンや補助記憶装置の廃棄は、搭載磁気ディスクをデータ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。